

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則（昭和45年神奈川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

第6条第2項中「図書館カード」を「図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者番号の交付にあつては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。

第8条の見出し、同条第2項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第3号中「図書館カード」を「図書館カード等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。